

## 春日井市全国健康福祉祭出場者激励費支給要綱

(趣旨)

第1条 市は、全国健康福祉祭に選手として出場する者の活躍を激励するとともに、市民の模範となる活動を促進するため、春日井市全国健康福祉祭出場者激励費（以下「激励費」という。）を支給する。

(支給対象者)

第2条 激励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会長寿社会振興センター（以下「センター」という。）に全国健康福祉祭の選手として選考されたものとする。

(激励費の額)

第3条 激励費の額は、1人につき10,000円とする。

(交付)

第4条 市長は、第2条に規定する選考された者について、センターからの通知を受けた後、速やかにその内容を審査し、支給対象者と認めたときは、激励費を支給するものとする。

(返還)

第5条 市長は、激励費の支給を受けた者が参加登録を取り消された場合は、既に支給した激励費を返還させることがある。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。